

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和30年岩手県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(公印の調製等)					(公印の調製等)				
第8条 [略]					第8条 [略]				
2 前項に規定する公印以外の公印を調製しようとするときは、 <u>法務私学担当課長</u> の承認を受けなければならない。					2 前項に規定する公印以外の公印を調製しようとするときは、 <u>法務私学課長</u> の承認を受けなければならない。				
3 管守機関は、公印を調製し、又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（別記様式）に押印し、かつ所要事項を記載の上 <u>法務私学担当課長</u> へ提出しなければならない。					3 管守機関は、公印を調製し、又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（別記様式）に押印し、かつ所要事項を記載の上 <u>法務私学課長</u> へ提出しなければならない。				
4 公印は、公印台帳を <u>法務私学担当課長</u> へ提出した後でなければ使用してはならない。					4 公印は、公印台帳を <u>法務私学課長</u> へ提出した後でなければ使用してはならない。				
(公印の廃止及び廃棄)					(公印の廃止及び廃棄)				
第9条 管守機関は、公印を廃止したときは、その旨及び廃止年月日を <u>法務私学担当課長</u> に通知しなければならない。					第9条 管守機関は、公印を廃止したときは、その旨及び廃止年月日を <u>法務私学課長</u> に通知しなければならない。				
2 [略]					2 [略]				
(公印の事故報告)					(公印の事故報告)				
第10条 管守機関は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、速やかに、 <u>法務私学担当課長</u> に報告しなければならない。					第10条 管守機関は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、速やかに、 <u>法務私学課長</u> に報告しなければならない。				
(公印台帳)					(公印台帳)				
第11条 <u>法務私学担当課長</u> は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。					第11条 <u>法務私学課長</u> は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公 印			管守機関	備 考	公 印			管守機関	備 考
種 類	ひな型	大きさ（ミリメートル）			種 類	ひな型	大きさ（ミリメートル）		
県印	[略]		<u>法務私学担当課長</u>	県印	[略]		<u>法務私学課長</u>		
知事印	[略]		<u>法務私学担当課長</u> 、 <u>本庁各部局</u> （ <u>総務部</u> を除く。）の主	知事印	[略]		<u>法務私学課長並びに本庁各部</u> （ <u>総務部</u> を除く。）の主管		

			管室課の管理担当課長	
副知事印	[略]		法務私学担当課長	
本庁各部局長等印	[略]		当該部局の主管室課の管理担当課長	
本庁各室課長等印	[略] <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 岩手県〇〇 〇〇部〇〇 〇課〇〇〇 担当課長 </div>	[略]	政策推進課及び室にあっては総務を担当する担当課長、課にあっては総括課長（担当課長の印にあっては、当該担当課長）	
[略]				

			室課及び出納局の管理課長	
副知事印	[略]		法務私学課長	
本庁各部局長印	[略]		当該部の主管室課及び出納局の管理課長	
本庁各室課長等印	[略] <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 岩手県〇〇 〇〇部〇〇 〇課〇〇〇 課長 </div>	[略]	政策推進課及び室にあっては室長（総務を担当する課長を置かない室に限る。）又は総務を担当する課長、課（政策推進課を除く。）にあっては総括課長（課長の印にあっては、当該課長）	
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。